

平成 24 年 6 月 20 日
中央労働災害防止協会
東日本大震災対策総合本部
本部長 西本 徳生
【照会先】
企画広報部安全衛生情報センター
所長 間宮 直樹
(電話) 03-3452-6542
(FAX) 03-3452-9225
E-mail koho@jisha.or.jp

「除染等業務特別教育」を急速開催 東京 6/27、仙台 6/28 - 改正除染電離則及び新たなガイドラインに対応 -

除染電離則の改正

避難地域の線引きの変更に伴い、汚染対処特措法に基づく除染特別地域等において、生活基盤の復旧事業、製造業等の事業、病院・福祉施設等の事業、営農・営林等が順次開始される見込みとなり、これら事業に従事する労働者の放射線障害防止対策が必要となっている。

改正前の除染電離則は、除染等業務として土壌等の除染等の業務及び除去土壌・汚染廃棄物の収集等業務が特定され特別教育の実施等の措置が必要となっていたが、

特定汚染土壌等(放射能濃度が 1 万 Bq/kg を超えるもの。)を取扱う「特定汚染土壌等取扱業務」が除染等業務に追加
平均空間線量率が 2.5 μ S/h を超える場所で行う除染等業務以外の業務を「特定線量下業務」として規制の対象とする

改正が行われた。

改正除染電離則は 7 月 1 日に施行される。また、規則に規定された事項の他、事業者が実施すべき事項をまとめた新たなガイドラインが併せて公表された。

中災防では、除染電離則の制定以降、同規則に基づく安全衛生のための特別教育、作業指揮者教育等を実施してきたところであるが、除染電離則等の改正に伴い、特別教育、作業指揮者教育の対象も拡大されたことから、今後これらの業務が適切に行われるよう以下の対応を図っていくこととしている。

安全衛生のための特別教育の実施

除染等業務に特定汚染土壌等取扱業務が追加されたことから、改正規則の施行に合わせ、追加された業務を含む特別教育を急遽次の日程で実施することとした。本教育で使用する「除染等業務従事者特別教育テキスト」は改正除染電離則及び新たなガイドラインに対応して、近日中に改訂を行うこととしている。

平成 24 年 6 月 27 日(水)	東京	定員 40 名
平成 24 年 6 月 28 日(木)	仙台	定員 60 名

**中災防では、改正除染電離則に即して次の教育が適切に実施されるよう、
順次以下の対応を行っていく予定**

- (1) 除染等業務作業指揮者教育
拡大された除染等業務の作業指揮者教育について、テキストを改訂するとともに、教育を実施する。
- (2) 既に除染等業務特別教育の受講した者を対象とした「補講」
従前の除染等業務特別教育の受講者であって特定汚染土壌等取扱業務に従事することとなる者を対象に、特定汚染土壌等取扱業務に係る科目及び関係法令についての追加補講を実施する。
- (3) 特定線量下業務従事者特別教育
特定線量下業務従事者に対する新たな特別教育についてテキストを作成する。
教育及びテキスト等の問合せや申込みの詳細は、**中災防ホームページ**
(<http://www.jisha.or.jp/>)でご確認ください。

震災復旧・復興関連情報

『潜水作業の安全対策セミナー』開催のお知らせ

被災地では、湾口防波堤、岸壁等の建設作業など港湾整備が急ピッチで行われている。これらの港湾整備や、それに先立って行われる海中に沈んだ障害物（がれき、産業廃棄物等）の撤去作業などの潜水作業において、各種の事故・災害の発生が懸念されている。

このセミナーは、潜水土など潜水作業の関係者が安全に作業できるよう、潜水作業の注意点、船上や陸上での作業の安全対策、潜水作業中の安全対策、緊急時の医療受け入れ体制および、放射線障害の防止等について、具体的な事例を交えて必要な安全対策を紹介するものである。（社）日本潜水協会の後援により次の日程で開催する。受講対象は、潜水作業の管理監督者、同従事者、工事管理担当者他。

平成 24 年 6 月 26 日（火）13:00～17:00 仙台 定員 60 名

潜水作業の安全対策セミナーの詳細：

http://www.jisha.or.jp/seminar/kyoiku/y7380_sensui.html



(注)

中災防は、昭和 39 年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会 長：米倉弘昌（日本経済団体連合会会長）

理事長：関澤秀哲

除染作業等に関する法令の適用関係等

